

みなし決議に関する理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和7年度事業報告及び決算の承認について

第2号議案 定時評議員会の開催について

(※各議案の詳細は添付の議案集及び資料集のとおり)

2 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

報告事項1 公益充実資金について

(※詳細は添付の議案集及び資料集のとおり)

3 提案（及び報告）をした理事の氏名

理事長 西田 幸一郎

4 理事会の決議があったものとみなされた日（及び報告を要しないものとされた日）

令和 8年 6月12日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条および公益財団法人宮崎文化振興協会定款第33条第2項の規定に基づき、上記提案について理事の全員から書面による同意の意思表示があり、かつ、監事の全員が当該提案について異議を述べなかったため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、同法第197条において準用する第98条の規定により、上記報告事項について理事及び監事の全員に対して通知されたため、理事会への報告を要しないものとされた。

よって、その経緯及び結果を明確にするため本議事録を作成する。

令和 8年 6月12日

公益財団法人宮崎文化振興協会

議事録作成者 理事長 西田 幸一郎